

燕・弥彦総合事務組合建設コンサルタント等業務

入札参加資格審査申請要領

平成27・28年度において、燕・弥彦総合事務組合が行う建設工事に係る測量、調査及び設計等業務の入札及び随意契約の協議に参加しようとする方は、この要領に定めるところにより申請を行ってください。

1 提出期間

期 間：平成27年2月2日から平成27年2月27日まで（土日・祝日を除きます。）
時 間：午前8時30分から午後5時15分まで
（郵送で提出される方は、提出期間内までに必着するように提出してください。）

2 入札参加資格の有効期間

平成27年4月1日から平成29年3月31日まで
随意申請の場合は、参加資格が認められた日から有効期間が始まります。

3 提出書類の様式

組合ホームページからダウンロードしてください。（新潟県様式でも可）
※申請書類の記載方法は新潟県様式を準用しますので、新潟県建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請要領を参考にしてください。

4 申請書等の提出方法

持参又は郵送により1部提出
（※該当する申請書類を①～④の順に、A4ファイル又は紐等に綴って提出してください。）

5 申請書等の提出先

〒959-0248 新潟県燕市吉田浜首408番地1
燕・弥彦総合事務組合 事務局 財政係 ☎0256-92-1210

6 資格審査申請をすることができる方

資格審査の申請をすることができる方は、別表の「資格業種」ごとに「資格審査を申請することができる者」の欄に掲げる方です。

ただし、地方自治法施行令第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合を含みます。）第2項各号のいずれかに該当する方で、その事実があった後2年を経過しない方は、申請をすることができません。（その方を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する方についても同様です。）

7 提出書類等

申請書、申出書及び添付書類	組合 管内 業者	組合 管外 業者	備 考
①建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書【第1号様式】	○	○	職員数は審査基準日（直前の事業年度の終了の日）の人数を記載
②入札参加希望業種（部門）一覧【第1号様式別紙1】	○	○	
③入札参加希望業種（部門）実績【第1号様式別紙2】	○	○	
④営業所（主たる営業所を除く）一覧表【第2号様式】	△	△	
⑤技術職員調書【第3号様式】	○	○	職員数は審査基準日（直前の事業年度の終了の日）の人数を記載
⑥技術職員経歴書【申出書類様式】	△	△	建設コンサルタント等業務、地質調査業務又は補償コンサルタント業務を申請する方で、⑧によるそれぞれの登録規程に基づく現況報告書の写しを提出する方は、提出を省略することができます。
⑦委任状（契約締結権限のある営業所等で申請される方のみ）	△	△	
⑧登録を受けていることを証する書面 ※1	△	△	★以下の業務を希望する場合 ・建設コンサルタント業務・地質調査業務・補償コンサルタント業務・測量業務・一級建築設計業務・建築設備設計業務・土地家屋調査業務 ・不動産鑑定評価業務・計量証明業務
⑨営業実績があることを証する書面 ※2	△	△	★以下の業務を希望する場合 ・調査試験業務・その他の業務 ★以下の業務で⑧の登録がない場合 ・建設コンサルタント業務・地質調査業務・補償コンサルタント業務・建築設備設計業務
⑩燕市の市税又は弥彦村の村税の納税証明書の原本（未納税額がない証明書用） （証明年月日が申請書提出日以前3ヶ月以内のもの）	○	×	組合建設工事または物品に係る申請を同時に行う場合は写しでも可
⑪組合管内に営業所を有しないが、新潟県内に営業所を有する方は新潟県の県税の納税証明書の写し（県内の本社又は契約締結権限のある営業所等で申請される方のみ） （未納税額がない証明書用） （証明年月日が申請書提出日以前3ヶ月以内のもの）	×	△	

⑫新潟県に営業所を有しない方は法人税 又は所得税の納税証明書の写し（県外の 本社又は契約締結権限のある営業所等 で申請される方のみ） （未納税額がない証明書用） （証明年月日が申請書提出日以前3ヶ 月以内のもの）※3	×	△	
⑬消費税及び地方消費税の納税証明書の 写し （未納税額がない証明書用） （証明年月日が申請書提出日以前3ヶ 月以内のもの）※3	○	○	
⑭暴力団排除等に関する誓約書	○	○	

○：必ず提出してください。（記入すべき事項がない場合も、白紙のまま提出してください。）

△：提出する場合としない場合があります。

×：提出する必要はありません。

組管管内業者とは、燕市内又は弥彦村内に主たる営業所又は従たる営業所を有する方

組管管外業者とは、組管管内業者以外の方

〔記載にあたっての注意点〕

記載方法は、新潟県建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請要領を参考にしてください。

※1	業務の種類	添付書類
	建設コンサルタント業務、地質調査業務、 補償コンサルタント業務	それぞれの登録規程に基づく現況報告書の副本（国土 交通大臣の確認を受けたものに限る）の写し（申請業 種（部門）が現況報告書に記載されていない等の場合 は、登録証明書の写し等）
	測量業務、一級建築設計業務、建築設備 設計業務、土地家屋調査業務、不動産鑑 定評価業務、計量証明業務	それぞれの登録証明書等（写し）

※2 当該業務の実績の中から1～2件程度について、その契約書の写しを提出してください。契約
書記載の契約名等からは業務内容が明確でない場合は、業務内容の分かるもの（仕様書等）も
添付してください。また、提出する契約書等には、どの部門に関するものか分かるよう、付箋・
インデックス等を付けてください。

※3 納税証明書の種類は、個人用は「その3の2」、法人用は「その3の3」の証明書を添付してく
ださい。なお、県外業者の方は、⑫及び⑬の納税証明書は上記のいずれかを添付してください。

別 表

資格業種	資格業務に係る業務内容	資格審査を申請することができる者
建設コンサルタント業務	土木建築に関する工事の設計若しくは監理又は土木建築に関する調査、企画立案若しくは助言	1 建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月建設省告示第717号）の規定に基づき建設コンサルタントについての登録を受けている者 2 当該業務の営業実績を有する者
地質調査業務	地質調査業者登録規程（昭和52年4月建設省告示第718号）第2条第1項に規定する地質調査	1 地質調査業者登録規程の規定に基づき地質調査についての登録を受けている者 2 当該業務の営業実績を有する者
補償コンサルタント業務	補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月建設省告示第1341号）第2条第1項に規定する補償業務	1 補償コンサルタント登録規程の規定に基づき補償コンサルタントについての登録を受けている者 2 当該業務の営業実績を有する者
測量業務	測量法（昭和24年法律第188号）第3条に規定する測量及び当該測量に付随する業務	測量法の規定に基づき測量業者としての登録を受けている者
建築設計業務	建築物又は建築設備の設計	1 建築士法（昭和25年法律第202号）の規定に基づき一級建築士事務所についての登録を受けている者 2 建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）の規定に基づき建築設備士についての登録を受けている者（以下「登録建築設備士」という。）及び登録建築設備士を有する者 3 建築設備の設計業務の営業実績を有する者
土地家屋調査業務	不動産の表示に関する登記につき必要な土地又は家屋に関する調査、測量又は申請手続	土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）の規定に基づき土地家屋調査士としての登録を受けている者及び土地家屋調査士法人
不動産鑑定評価業務	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第2条第1項に規定する不動産の鑑定評価	不動産の鑑定評価に関する法律の規定に基づき不動産鑑定業者としての登録を受けている者
計量証明業務	計量法（平成4年法律第51号）第107条に規定する計量証明	計量法の規定に基づき計量証明の事業を行う者としての登録を受けている者
調査・試験業務	雪氷、海洋、環境及び生態系に関する調査並びに路床路盤支持力試験（CBR試験）	当該業務の営業実績を有する者
その他の業務	建設工事に係る測量、調査、設計等の業務であって上記の業務以外のもの	当該業務の営業実績を有する者

8 申請内容に変更等があった場合

(1) 申請書を提出した後に次の申請内容に変更があった場合は、「変更等届出書」【第5号様式】に必要な書類を添えて速やかに提出してください。(新潟県様式でも可)

変 更 事 項	添 付 書 類
①商号又は名称	法人の登記事項証明書又はその写し（登記している方のみ。以下同じ。）
②営業所の名称、所在地又は電話番号	所在地の変更の場合は、法人の登記事項証明書の写し
③法人の代表者（又はその氏名）	法人の登記事項証明書の写し ※代理人としている場合は、代理人に対する委任状
④代理人（又はその氏名）	新たな代理人に対する委任状
⑤すでに入札参加資格を得ている業種に係る登録（建設コンサルタント登録規程、地質調査業者登録規程、又は補償コンサルタント登録規程に基づく各登録資格の取得又は抹消があった場合）	ア 実績による入札参加資格を得ていた業種で、新たに登録規程に基づく登録をした場合 ・登録証明書の写し イ 登録規程に基づく登録によって入札参加資格を得ていた業種で、その登録を抹消した場合 ・当該業種の実績があることを証する書類（契約書の写し等） （当該業種に実績が無い場合は、当該業種について廃業届出書【第6号様式】を提出してください。）
⑥営業所の新設又は廃止	営業所の新設：新たな代理人に対する委任状及び「営業所（主たる営業所を除く）一覧表」【第2号様式】に該当営業所について記載したもの。 営業所の廃止：添付書類は不要です

(2) 申請書等を提出した後に申請者が死亡、合併等により解散、又は事業の譲渡、会社分割等を行った時は、次のとおりとなります。

ア 参加資格が認定される前の場合
資格審査の申請は無効となります。

イ 参加資格が認定された後の場合

(1) 参加資格の継続を希望される場合

「建設コンサルタント等業務入札参加資格承継申請書」【第4号様式】及び被承継人の「廃業等届出書」【第6号様式】を提出してください。内容を審査のうえ、適当と認められれば入札参加資格が認められます。

(2) 参加資格の継続を希望しない場合

「廃業等届出書」【第6号様式】を提出してください。